

オブザーバー細則

(構成)

第1条 オブザーバーは、会則第17条の規定に基づき、医療情報標準化推進協議会の各委員会に出席することができる。

2 会長は、若干名のオブザーバーを推薦し決定する。

(目的)

第2条 オブザーバーは、医療情報標準化推進協議会の委員会に出席し、意見を述べることを目的とする。

(出席)

第3条 オブザーバーは、委員会の定足数には含まれない。また、オブザーバー本人が出席できないときには、代理を出席させることができる。

(議決権)

第4条 オブザーバーは、委員会でいつでも意見を述べるができるが、採決には参加できない。

(改廃)

第5条 本細則は、理事会の決議により改廃できる。

附則

本細則は2009年7月13日より実施する。

<資料>

第17条 (開催並びに招集)

- 1 総会は年1回以上、会長が招集し、定足数は正会員の2/3以上の出席(委任状を含む)をもって成立とする。
- 2 理事会は必要に応じて会長が招集し、定足数は理事の2/3以上の出席(委任状を含む)、かつ議決権を有する理事の2/3以上の出席をもって成立とする。
- 3 会議には、オブザーバーとして、関係省庁(総務省、経済産業省、厚生労働省等)に出席を求めることができる。